

令和6年度第1回
朝霞市景観審議会議事録

令和6年11月27日

都市建設部 まちづくり推進課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市景観審議会（第1回）	
開催日時	令和6年11月27日（水） 午前 10時00分から 午前 11時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	なし	

令和6年度第1回

朝霞市景観審議会

令和6年11月27日(水)
午前10時00分から
午前11時30分まで
市役所 別館5階 大会議室(手前)

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 会長の選出及び職務代理者の指名
- 5 朝霞市景観計画について
- 6 議題(予定)
 景観重点地区における建築について
- 7 その他
 景観に関する講演(真田委員)
- 8 閉会

出席委員（10人）

会	長	学識経験者	東京科学大学教授	真	田	純	子
副	会	長	学識経験者	大正大学招聘教授	寺	村	淳
委	員	学識経験者	朝霞市農業委員会会長	高	橋	隆	
委	員	学識経験者	都市計画審議会職務代理	前	田	敏	
委	員	学識経験者	商工会建設部会部会長	小	泉	博	美
委	員	関係行政機関の職員	埼玉県朝霞市県土整備事務所副所長				
				鈴	木	勝	浩
委	員	市議会議員		渡	部	竜	二
委	員	市議会議員		ご	ん	純	一
委	員	公募市民		細	川	温	子
委	員	公募市民		吉	谷	太	一

欠席委員（2人）

委	員	学識経験者	埼玉建築士会県南支部長	大	橋	純	
委	員	学識経験者	朝霞市環境審議会会長	松	村	隆	

事務局（8人）

事	務	局	都市建設部長	松	岡	里	奈
事	務	局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	村	沢	敏	美
事	務	局	都市建設部次長兼開発建築課長	塩	味	基	
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係長	濱	野	孝	雄
事	務	局	開発建築課開発指導係長	八	田	直	也
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主査	戸	塚	隆	一郎
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主事	米	満	智	志
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主事	大	里	成	歩

会議資料

- ・令和6年度第1回朝霞市景観審議会 次第
- ・議題 景観重点地区における建築について
- ・参考資料 朝霞市景観計画 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」景観づくりの方針・景観づくり基準
- ・傍聴要望
- ・審議会委員名簿

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

皆様、大変お待たせいたしました。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回朝霞市景観審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議録作成のため、発言する際にはマイクを使っていただくときもありますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会の出席委員でございますが、総数12人中10人でございますので、朝霞市景観条例第39条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、大橋委員、松村委員におかれましては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前に頂いておりますので、御報告させていただきます。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長松岡から御挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・松岡都市建設部長

皆さん、おはようございます。

本年4月1日付けで都市建設部長を拝命いたしました松岡と申します。これからどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多用の中、令和6年度第1回の朝霞市景観審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素より本市の景観行政に御理解と御協力を賜りますことを改めて御礼申し上げます。

審議会におきましては、前委員の任期が本年の3月で満了となりまして、委員の皆様には、本日から令和8年3月31日の任期で委員をお願いすることとなりました。引き続き委員をお務めいただく皆様をはじめ、今回、新たに商工会建設部会部会長の小泉委員、公募市民の吉谷委員、細川委員が加わりまして、本市の景観行政の推進に向けまして、より一層の御指導と御助言をいただけますと幸いです。

さて、本日の景観審議会の議題は1件でございます。

議題の「景観重点地区における建築について」では、景観づくり重点地区のシンボルロード周辺

地区における建築についての御意見をお伺いさせていただければと思います。

また、「その他」といたしまして、真田委員に景観に関する講演をお願いしております。

本日の審議会におきまして、委員の皆様の忌憚のない御意見を頂きますとともに議事の円滑な御進行に御協力をお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、会議の進行に当たりまして、現在、景観審議会委員任期満了に伴い、会長が不在となっておりますので、新たに会長が決まるまでの間、松岡部長に座長をお願いいたします。

なお、松岡部長は、自席にてお願いいたします。

○事務局・松岡都市建設部長

皆様、改めましておはようございます。

先ほど事務局から説明がございましたとおり、会長不在の間、座長として会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、本年3月31日をもって前任の景観審議会の任期が満了したことから、本日付で委員の委嘱を行ったところでございます。委嘱状につきましては、あらかじめ皆様の机上に配付させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

◎3 委員自己紹介

○事務局・松岡都市建設部長

まずは、本日初めて本審議会に御出席される委員の方もいらっしゃいますので、お手数ではございますが、委員の皆様の自己紹介をお願いできればと思います。

それでは、真田委員から時計回りで順番をお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

○真田委員

皆さん、こんにちは。真田と申します。

今、名前が変わった東京科学大学という、元々東京工業大学と呼んでいた大学にあります。専門は、都市計画とか景観工学で、もっと詳しいところだと、農地の石積みとかそういうのをやったりとか、農業が作る風景なんかを研究しております。よろしくお願いいたします。

○寺村委員

皆さん、初めまして。大正大学の寺村と申します。

私、今年の4月から大正大学に赴任いたしまして、それまでは、鹿児島の方におりました。

私の専門は、土木史という土木の歴史のことで、主に川のこと、災害とかベースにしているのですけれども、かなり川というとなんでも、常日頃から災害、あとは人住まいだとか地域づくりとかなどで、建築をいろいろとかじっております。

よろしく願いいたします。

○前田委員

皆さん、おはようございます。

名簿に書いてあるのですが、都市計画審議会の職務代理ということで出席させていただいている前田と申します。

本業は、本町二丁目で建築設計事務所を営んでおります。どうかよろしく願いいたします。

○小泉委員

おはようございます。

朝霞市商工会建設部会長を今年からやっております、小泉博美と申します。

生まれも育ちも朝霞市でございます。今の本職は、朝霞市膝折の方で電気工事業を営んでおります。どうぞよろしく願いいたします。

○ごん委員

おはようございます。

日本維新の会所属の市議会議員、ごん純一でございます。

まだ市議会議員はなりたてではございますが、前職は建築業で、一級施工管理技士として施工管理をやっておりました。もし、その経験を生かすことができれば幸いです。

どうかよろしく願いいたします。

○細川委員

おはようございます。

細川温子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今、仕事の方は学校の業務アシスタントとして、朝霞市の方に勤務しております。

一市民としての意見をお伝えできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○吉谷委員

おはようございます。

朝志ヶ丘から来ました、吉谷といいます。

もう定年で辞めているんですけども、昔は建築行政の仕事をしていましたので、お役に立てればと思って応募いたしました。よろしく願いいたします。

○渡部委員

おはようございます。

市議会議員の渡部と申します。ごん委員は、一級施工管理技士と申しましたが、一応、二級施工管理技士を持っております。その経験を生かせると思います。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋委員

おはようございます。

朝霞市農業委員会会長を仰せつかっております、高橋隆です。

どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木委員

はじめまして。埼玉県朝霞県土整備事務所の副所長の鈴木と申します。

よろしく願いいたします。

朝霞県土整備事務所は、この朝霞市を含めて4市を管轄しておりまして、東部河川と県が管理しているものを担当しております。私も、過去は公園とか都市計画関係にもいたので、少しでもお役に立てればと思います。

よろしく願いいたします。

◎4 会長の選出及び職務代理者の指名

○事務局・松岡都市建設部長

皆様ありがとうございました。

それでは、次第の4番目、「会長の選出及び職務代理者の指名」に入らせていただきます。

現在、本審議会の会長職は、前委員の任期満了に伴い、空席となっております。

なお、本審議会の会長につきましては、朝霞市景観条例第37条第1項で、「学識経験を有する者をもって充てる。」としております。

つきましては、東京科学大学教授であり、以前にも本審議会の会長をやっていただきました、真田委員に会長職をお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし、の声)

異議なしとのことですが、真田委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○真田委員

よろしく願いいたします。

○事務局・松岡都市建設部長

よろしく願いいたします。

それでは、皆様方から御承認をいただきましたので、真田委員に会長をお願いしたいと思います。

続きまして、副会長の指名でございますが、朝霞市景観条例第37条第2項に、「審議会に副会長を1人置き、会長の指名によってこれを定める。」と規定しております。したがって、真田会長から副会長の指名をお願いしたいと思います。

○真田会長

寺村委員をお願いしたいと思います。

○事務局・松岡都市建設部長

ただいま、真田会長から寺村委員を指名したいとの御発言がございました。寺村委員、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○寺村委員

はい、お願いいたします。

○事務局・松岡都市建設部長

ありがとうございました。

以上で、会長の選出及び副会長の指名が滞りなく終了いたしました。それでは、これをもって、座長としての議事の進行を終わらせていただきます。

これ以降の議事の進行は、真田会長をお願いしたいと思います。

これまでの円滑な議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、真田会長よろしく申し上げます。

○真田会長

皆さん、会長に任命していただきまして、ありがとうございます。

委員も刷新されたということで、引き続きの方もいらっしゃるけれども、かなり改選されたので、また、新しい雰囲気です。活発な議論が起こるような会を運営していけたらいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ち、本日の会議資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

まず、本日の会議資料について確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料は、議題資料として、審議会の「次第」、こちら1枚になります。ホチキス留めになっているもので、「議題 景観重点地区における建築について」でございます。

また、本日お手元にお配りしました資料としまして、「朝霞市景観計画」、こちらは冊子となっております。それから、「傍聴要領」「審議会委員名簿」。皆様、資料の方はおそろいでしょうか。確認は、以上となります。

◎5 朝霞市景観計画について

○真田会長

それでは次第に従いまして、会議を進めたいと思います。

初めに、次第5「朝霞市景観計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、朝霞市景観計画につきまして、御説明させていただきます。

近年、美しい街並みや風景を求める人々の意識が高まっており、地域の実情に即し、より良い景観づくりに向けた取組が全国各地で行われております。

本市におきましても、独自事項を定めた朝霞市景観計画を平成27年度、本日皆様の御手元にお配りしたのになります。こちらを策定してございます。

本計画は、地域の財産を育むこと、市民が住み続けたい、市外の方が住みたい、訪れたい、遊びに行きたいと感じるまちづくりを進めるため、そして本市が目指す景観を行政、市民、事業者で目的・取組を共有し、協働して景観づくりを進めていくために策定いたしました。

計画の内容につきまして、御説明させていただきます。

本市の概況及び景観特性について。御手元の冊子の方、5ページから14ページになります。

本市の概況としまして、朝霞市は、埼玉県の南西部、東京都心から20キロメートル圏内の距離に位置しております。市の中央部を流れる黒目川や新河岸川などの河川があるとともに、斜面には斜面林が残存しており、武蔵野の風景を残しております。本市の地形は、荒川低地と武蔵野台地で形成されており、起伏に富んだ地形や崖線によって、変化に富んだ地形が作り出す坂道や見晴らしの景観がございます。

今、説明した内容につきましては、6ページに掲載されている写真の方となります。

続きまして、9ページを御覧ください。

基地跡地では、シンボルロードのケヤキ並木を始めとして、街路樹などが緑豊かでゆとりを感じさせる景観となっております。

また、公園通りは、彩夏祭やASAKA STREET TERRACEなどのイベントが開かれる場所でもあり、市内外から多くの方が訪れ、にぎわいを感じることができます。

続きまして、11ページを御覧ください。

本市の歴史・文化を記憶し継承する資源は、市街地に多く点在しており、旧高橋家住宅は、江戸中期の一般的な農家のたたずまいで、国の重要文化財として指定されております。

首都圏近郊の住宅都市として発展してきた本市は、低層住宅地の景観が基調となっております。こちら11ページの下の写真となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

道路の景観では、幹線道路などで街路樹による緑の景観がある一方で、幅員が狭い生活道路では、生け垣などが見られます。

以上、代表的なものを説明させていただきましたが、以上が朝霞市の景観の特性でございます。

次に、「第2章 景観づくりの目標と方針」、こちら15ページから28ページとなります。

本計画の区域ですが、市内全域の景観を美しく魅力あるものとするため、市全域を景観計画の区域としております。また、地域の特性を生かした良好な景観づくりを重点的に図る場合に「景観づくり重点地区」を定めることができることとしており、現在、市役所付近に整備しましたシンボルロード及び市内を流れる黒目川の一部を「景観づくり重点地区」に指定してございます。

次に、景観づくりの目標と方針についてですが、17ページ、18ページを御覧ください。

景観づくりを通してまちづくりを進めるに当たっては、基本理念となる考え方、その目的を定める必要がございます。景観づくりをまちづくりのための手段と捉え、景観という視点でまちの課題や可能性を考え、見て分かる形でまちの魅力を高めるために景観づくりに取り組みたいと考え、基本理念は「景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞」といたしました。

次に、基本理念から派生する目標ですが、景観計画の上位計画に当たったり関連する計画から四つのキーワードを抜き出し、「やすらぎを感じるまち」「住みたい、住み続けたいと感じるまち」「訪れたいと感じるまち」、そして一番重要となるのが、「みんなでつくる愛着あるまち」としております。この目標から、それぞれの方針を定めております。

19ページ、20ページを御覧ください。

四つのキーワードに対して、それぞれの基本方針を定めております。1番の「やすらぎを感じるまち」につきましては、やはり、自然が多く残る朝霞市ならではの「黒目川などの自然を守り、水辺に親しめる場をつくります」「武蔵野の面影を残す斜面林などの緑地を守り、育てます」といった方針を定めております。

また、「住みたい、住み続けたいと感じるまち」の中では、「住み心地の良いまちなみをつくります」「安全で快適と感じる道をつくります」といった方針を定めております。

「訪れたいと感じるまち」につきましては、「駅周辺などでにぎわいを演出します」「人が集

い、笑顔があふれる場をつくります」といったことを定めております。

「みんなでつくる愛着あるまち」としましては、「市民や事業者と行政が力をあわせて、景観づくりに取り組みます」「継続的に取り組むことで、誇りや愛着の持てるまちを目指します」「朝霞の顔となる、まちの魅力を発信します」といったこと方針として定めてございます。

次に、景観ゾーンの区分について御説明いたします。23ページ、24ページを御覧ください。

特徴のある黒目川などの河川や、まとまりのある緑地が存在する場所を「水と緑を活かすゾーン」として、朝霞駅、朝霞台・北朝霞駅周辺や国道254号線沿いの周辺をにぎわいを創出していく「商業にぎわいゾーン」とし、元々住宅都市であるそれ以外の市内全域を「安全で快適な住まいゾーン」といたしました。

まず、「水と緑を活かすゾーン」については、快適に歩ける遊歩道の整備、更に優れた眺望の保全と、快適に眺望できる集いやすい場所づくりなども取り組みたいと考えております。

「商業にぎわいゾーン」につきましては、駅前広場や市役所などに休憩・交流スペースなどを設置して、建築物の低層部には、ベンチや植栽などのおもてなし感を感じられるような演出を推奨していきたいと考えております。

「安全で快適な住まいゾーン」につきましては、ブロック塀を生け垣にしたり、壁面緑化などを行い、建築物の色彩などにも配慮することで、安全で快適な道路や生活空間としたいと考えております。

25ページ、26ページを見ていただきますと、それぞれ河川に対してはこのようなイメージ、広域の幹線道路ではこのようなイメージといった、見て理解していただきやすいような計画を作っておりますので、また、御覧いただければと思います。

続きまして、「第3章 景観づくり施策の展開」、29ページから53ページになります。

「景観づくり施策の展開」につきまして、こちらの施策は六つのグループに分けられ、これらにに取り組むことで四つの景観づくりの目標、そして基本理念を目指しております。

「届出制度による景観づくり」につきましては、届出制度自体は景観法に基づくものでございまして、景観を大きく阻害することがないように、景観づくりの基準に基づき景観誘導を図ります。景観基準に該当する場合には、景観に配慮いただくという形になります。例えば黒目川沿いなどで、真っ赤な、いかにも目に付くような看板などを建てたいというお話があった場合に、やはり、その景観を損なうおそれがあったりいたしますので、こういったものの色の強さだとか明るさだとか、そういった規制をしているものでございます。

続きまして、朝霞市の景観計画の中で、埼玉県の景観計画の届出に加えまして、「事前相談」

「完了報告」が新たに追加されているものとなっております、事業者の方たちは、任意に事前相

談することができ、行為の完了後には、届出の内容と実際の行為が同じであるか確認できるような内容となっております。適合審査で不適合となる場合につきましては、適合した計画としていただくために市の方から勧告等を行う、そういった流れとなっております。

続きまして、「公共施設による先導的な景観づくり」です。道路や公園、河川などの公共施設の整備におきまして、行政が先導的な役割を果たしていくため、景観計画の目標・基本方針を踏まえ、周辺の景観と調和するように努めてまいります。また、景観づくりのシンボルや地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設については、景観重要公共施設として位置付けることとされておりますので、こちらも黒目川とシンボルロードの2か所を指定してございます。

続きまして、「市民に親しまれる朝霞らしい景観の発掘と保全・活用」について。特徴のある眺望や歴史的建造物など、地域固有の景観資源を積極的に保全・活用を図り、地域の魅力を高めてまいります。景観資源の発掘、イベントなどの開催により、重要なポイントの景観を発掘し、多くの方々で共通の認識や思いを持っていただくというようなものでございます。

次に、「地区の特性を活かした協働による景観づくり」につきまして、市民・地域の方が自発的に取り組もうとすることを応援するためのルール作りでございまして、まとまりのある地域において、住民の皆さんと合意を図りながら景観づくりを進めるというものでございます。例えば生け垣、プランターなどがございますが、このようなものを設置する取組など、地域の身近な取組を応援する施策として「あさか景観づくり協定」の手法を活用してございます。

本市におきまして、この景観づくり協定を結んでいる地域につきましては、「あさかりードタウン」、カインズの横の区域でこの景観の協定を結ばせていただいております。こちらは、そこにお住まいの方たちで定めたルールの中で、例えば敷地内に緑地を何パーセント設けるですとか、派手な看板は設置しないだとか、そういった協定をそのエリアの方たちと市の方で協定という形で結ばせていただいております。

続きまして、「景観づくりに関する意識啓発」、支援についてでございます。景観に関する意識の醸成を図る取組を進めるため、情報発信、講演会、景観学習、活動団体の交流促進などが重要と考えてございます。本市におきまして、この景観計画を策定した後に情報発信ということはさせていただいてきましたが、各団体とのつながりだとか勉強会だとか、そういったものがまだまだ進められていない状況ですので、今後は、こちらの部分につきまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「諸制度の活用による景観づくり」につきまして、屋外広告物につきましては、埼玉県屋外広告物条例の運用によって適切に規制してございまして、そのほかの制度としましては、市で持っております地区計画、建築協定、特別緑地保全地区制度などの制度等を活用しながら連携し

てございます。

最後、4章になります。54ページから56ページになります。

良好な景観づくりの推進では、景観計画では学識経験者や市内の各種団体の代表、公募等で市民の方等で構成される景観審議会を設置することとしております。また、専門的な見地から必要な助言を行うため、景観アドバイザー制度や、景観づくりの推進のため、市役所の関係課と調整をするとともに、市民・事業者の皆様と連携し、横断的、総合的な景観づくりの体制づくりにも努めてまいりたいと考えております。

こちら、54ページの一番下に書かせていただいた図につきましては、「景観づくりの推進体制」の図となります。

景観づくりに関する重要な事項について審議する「景観審議会」、専門的な助言を行う「景観アドバイザー」、多様な方々によって組織され、協議を行う「景観協議会」、市民や事業者による「景観づくり団体」、このような体制で進めていきたいと考えております。

次に、55ページになります。

「景観づくり団体の担い手の育成」といたしましては、主体的に景観づくりに取り組もうとする団体を「景観づくり団体」に認定し、市はその活動を支援することとしております。また、景観に関する認識を深め、積極的に景観づくりに参加できる場として、景観づくり市民サポーターなどの市民が参加できる仕組みを今後作っていききたいと考えております。

景観づくりに関わる活動団体の交流を図り、情報共有・提供の場づくりとともに、活動を協力し合えるネットワークづくりにも努めます。また、景観づくり協定や景観づくり団体の活動など、住民などが主体となった景観づくりの取組を推進したいと考えております。

最後に、「景観計画の拡充・見直し」ですが、良好な景観づくりには、非常に長い時間が必要となります。本計画は、必要に応じて基準の変更や計画事項の追加などを今後も図っていくものとしていきたいと考えております。

朝霞市景観計画の説明につきましては、以上で終わりますが、今後、委員の皆様には朝霞市景観条例第35条に基づきまして御審議していただくこととなります。こちら、35条につきましては、冊子の92ページにございますが、「審議会は、次に掲げる事務を所掌する。」ということで10項の項目が記載されてございます。こちらに基づきまして御審議していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上となります。

○真田会長

ありがとうございます。

◎6 議題 景観重点地区における建築について

○真田会長

続きまして、次第の6番目、「景観重点地区における建築について」に入りたいと思います。

「6 議題」について、本日の議題は1点です。内容は、「議題 景観重点地区における建築について」です。進行といたしましては、議題について事務局が説明し、その後、質疑応答を行ってまいりたいと思います。

それでは、「景観重点地区における建築について」、事務局から説明をお願いいたします。

濱野係長お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、議題の資料に基づきまして説明させていただきます。

先ほど、景観区域につきましては、市内全域というようにお話をさせていただきましたが、その中でも景観の重点地区といったものを定めることができることとなっております。

先ほどの説明と重複いたしますが、本市の場合は、市役所の横を走っておりますシンボルロード、それから黒目川の一部を景観重点地区と定めてございまして、こちらで建築物を建築する際には、通常の届出の基準よりも厳しい基準で届出を出さなければいけないという形になってございます。

実際に、これまでであったお話を申し上げますと、朝霞の郵便局、市役所のすぐ向かいにございますが、一般的な郵便局の看板というのは、赤い色がベースで中の文字の部分が白文字となっておりますが、市役所のそばの郵便局、皆様が余り気付いていないかもしれませんが、実は、色が逆転しております。看板自体が白地になっておりまして、文字は赤文字というような形になっております。また、もう少し先へ進んでいただきますと、デンキチという電器の販売業者がございまして、そちらの看板も全く同じ状況でして、本来赤いベースだったところを白地のベースにさせていただきます。周辺の景観を損なわないような配慮をさせていただいているという形になります。

本日、お手元でございます、議題の資料の11ページを御覧ください。

こちら、この重点地区内で建築行為、開発行為を行う際に届出を出す流れとなっておりますが、通常の景観計画に関する届出につきましては、事前協議の上で届出をしていただき、そちらが基準に適合しているかどうかを市の方で審査した上で、適合・不適合という報告をするような流れとなっておりますが、重点地区内におけるものにつきましては、事前の協議の後、必要に応じて景観審議会による審議を行った上で届出をしていただくというような流れを計画策定当初考えてございました。こちら、計画策定後、今回初めてこの重点地区内で建築行為が行われる可能性があるとい

った状況に現在なっております、そういった相談がございましたので、実際にそういった動きが始まる前までに皆様の御意見を伺いながら、今後、こちらの届出の流れの方を決めさせていただきたいと考えてございます。

もちろん、届出の審査に関しましては、我々職員の方できちんと審査させていただきますが、審議会の方に事前に諮った方が良いのか、それとも審査を終えた上で事後報告した方が良いのか、本日は、その点を皆様に御審議いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○真田会長

ありがとうございます。ちょっと私も分かりにくかったのですが、もう1回、届出の流れの話のところの説明していただきたいのですけれども、14ページの図でいうと今回はどういうふうになっているのか、もう1回説明してもらってもよろしいでしょうか。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

すみません。こちら、データで見られている方は14枚目、紙で見られている方は、11ページになると思います。

本来、届出対象行為の建築物がある際には、事前に相談をしていただきまして、こちらの方の届出が必要となる場合は、景観の届出というものを出していただく形になります。

そうでないものにつきましては、届出は出さなくても良いという形になっておりますが、こちらの重点地区内につきましては、例えば建築物につきましては、全ての規模のものが届出の対象となっております。それから、工作物などの建築につきましても、ほかのエリアにつきましては、少し規制が緩和されているところもあるのですが、建築確認の申請を要するものだとかにつきましては、全ての規模のものが、この届出が必要となったりします。また、開発行為、屋外における土石、廃棄物、再生資源などを堆積する場合につきましても、全ての規模のものが届出が必要となります。

こちらの11ページに書かせていただいているフローにつきましては、ちょうど上から、矢印で下に向かって2本分かれていると思いますが、本日御審議させていただきたいのは、右側の「届出が必要な行為」の部分となります。こちら、事前に相談等は恐らく受けるとは思うのですが、事前に協議させていただいた上で、「景観審議会による審議 ※必要に応じて」と書かせていただいておりますが、審議会の審議を経た上で実際届出をしていただくというような流れを計画策定当初は考えてございました。

実際、景観審議会の方に諮る内容というのは何かといいますと、朝霞市で規制しているのが、基本的には色の部分になりますので、その色の部分がこの基準に適合しているのかどうかを審議して

いただく形になりますので、そちらの色の基準の審査につきましては、元々市の職員の方でこれまでも審査してきている内容でしたので、事務局側といたしましては、同じことを審議会の皆様にしていただく必要はないのかなというところで、こちらの審議会に諮らなくてもいいのかなと考えております。

こちらについて、ちょっと皆様の御意見を頂きながら、こういう重要なエリアだから、やはり情報を審議会できちんと共有した方が良いのではないかとか、市の方で審査するのであれば、その審査が基準を超えていなければ恐らく規制できないのだから、事後報告で良いのではないかとか、そのような御議論をしていただきながら、今後、まだ実際にこのエリア内で建築、開発行為が進むと決まったわけではないのですが、今回こういった事案が初めて起こりそうだということになりましたので、御審議いただければと思います。

すみません、ちょっとまとまっていなくて申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。

○真田会長

分かりました。

重点地区においては、全ての行為が届出対象行為になっていて、ただ、それにかかってくるのは基本的に色であるということですね。色であれば機械的かというと、定量的というふうには言えるかどうかはあれですけど、色の見本があってそれに合致しているかどうかであって、デザイン、その建物が景観に影響を与えるかどうかみたいな、かなり定性的なところではないので、審議会でもわざわざ議論する必要はないのではないかと考えているということですね。分かりました。

では、これについて御意見ございますでしょうか。

よろしく願いします。

○前田委員

今、会長の方からも話がありましたように、重点地区に関しまして、9ページに色のマンセル表示がされていて、こういう条件下であればOKだということですね。

そういう意味で、例えば事後報告で、審議会ではそれは駄目だよといった場合に、また今度ユーザーの方で、なぜマンセル基準に合っているのにこれは駄目なのかというふうには、逆に反論が出てくるのではないのかなと。そういう点に関して、例えば変更できるのかどうか、そういうことを事務局の方に聴きたいのですが。

○真田会長

事務局、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

基本的には、現在、色の指定しかしていませんので、その基準を満たしていれば、こちらから勧

告することとか、そういったことはちょっとできない状況になっています。例えば今後、その建物の意匠の形とかそういったものを規制するだとか、そういう形でこの計画を作り直したりだとかした際には、そういった基準に沿ってちょっとこれはおかしいのではないかということとは言えると思うのですが、前田委員が今おっしゃられた、基準内であったとして、審議会から異議申立をしたとしても、そこまで事業者側の方を規制できるというものではないです。

○前田委員

そういうのであれば、職員の方で取り決められた、いわゆるマンセルで決めた色で決めていただいとお任せした方がいいのかなと。あえて審議会の場で、審議会としては変更とかではない、こういうことでこう決まりましたよという、意見というか報告だったらいいかもしれないですけども、あえて、それをこうですかどうですかということで、これは駄目ですよ、いいですよそこまでは、審議会としては必要ないのかなと。ただ、こういう重点地区にこういうものの申請が出て、届出が出てきてこういうふうになりましたよという報告であれば、審議会の方としては聴いてもいいのかなと思いますけど、これが駄目だとかそういうことは、ちょっと私どもは難しいのかなというふうに思います。

以上です。

○真田会長

ありがとうございます。

では、そのほか御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○小泉委員

色のことは分かったのですが、デザイン的な問題は、どんなものでもOKなのですか。この色の範囲であれば。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

6 ページ目を御覧ください。

こちら、届出の実際の内容になってくるのですが、「広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。」といったような形で、大分ぼやっとしているような内容となります。

どうしても、余り規制を強くしてしまうと、事業者だとかそこのお店だとかの利益を損なってしまうというようなことも考えられますので、正直なところ、ある程度ぼやけたような内容となっていますが、ただ、一応こういったものにきちっと配慮して建築します、開発しますというような形で届出を出してもらいますので、やはり、正直、一般的なという言葉が正しいかどうか分からない

のですが、一般的に見てちょっとこれ、基準内だけれどもちょっと激しいのではないかだとか、そういったものについては、こちらの方から事業者の方に対して、これは書いていただいている内容と違うのではないですかというような話はさせていただくことはできますので。ただ、おっしゃられるような、奇抜なものを全くもって規制できるかという、正直、この文書から読み取ってくださいというような内容になってしまいます。

○小泉委員

ありがとうございます。

○真田会長

一般的な建物であれば、恐らく色だけで良くて、確かにすごく奇抜なデザインのもものが、形のものとか出てくる可能性はなくはなくて、そういうときには審議会にかけていただくのがいいかなというふうには思うのですが、そうでないものに対しては、確かに、よほどおかしいものではないものに対しては、その地域の景観を壊すとかというふうなことは言いにくいのかなとは思いますが。

ほかに、御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○ごん委員

デザインの件は大体分かったのですが、僕の経験上、あと景観法に引っ掛かるのは、高さで光だと思ってしまうのですが、一応ここには「光の量が多く、動きのある回転灯やサーチライトなどではできる限り使用しないこと。」と7ページに書いてありますが、特に具体的な基準はないのですか。あと、実際ちょっとできてみないと、具体的な高さとか光は分からないというものでもありますけれども、その辺の扱いはどうなりますか。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

やはり、我々も届出制度のものなので、まず、届出の中に、こういったものに配慮するだとかそういったものを書いていただいている内容で、まず確認させていただきます。ただ、その後、開発建築課の方と実際に景観の届出を出してきた事業者の建築物の情報等も共有することになっていきますし、また、届出自体は、景観計画として、こちら景観の届出自体の制度は、まちづくり推進課の方で運用してはいるのですが、実際は、建築物とセットになってくるものですので、開発建築課の方でそちらの中身について受理していただいているような内容ですので、そういった意味では連携しながら進めさせていただいていまして、先ほどお話のあったサーチライトだとか、光の関係につきましても建築物の計画の中で見えますし、ただ、高さにつきましても、用途地域上の制限だとかほかの制度で縛っているものはございますので、特段、この景観の計画の中で縛っているものはございません。

○真田会長

それ以外に、何かございますでしょうか。

○鈴木委員

今、照明の関係の御意見が出たので、そのつながりでちょっと一つ気になったものがあったので申し上げようと思うのですが。

当然、その回転灯、サーチライトというその明るさ、明るすぎるという問題もあるのですが、逆に景観をよくするための照明というのはあると思っております。特に、間接照明とか、それは建物に間接照明を当てたりとか樹木に当てたりという良好な照明角度、そういったものを考えてもらうのも、あってもいいのではないかなというふうに感じました。

○真田会長

そうですね。影響を与えないというだけではなくて、もう少しプラスの部分についても事業者を考えていただくという方向でも、事前協議のときにやっていただければいいかなと。

それ以外に、何かございますでしょうか。

お願いします。

○吉谷委員

届出のことなのですが、今、建築確認申請とかその辺だったら分かるのですが、それに該当しないような、例えばリニューアル工事とか外壁だけやるとか、それから建築確認申請に該当しない小規模なものとかそういうものは、どういうふうに規制するのか。それを聴きたいです。

○事務局・八田開発建築課開発指導係長

開発建築課の八田と申します。よろしく申し上げます。

届出の対象行為につきましては、お配りさせていただいているものの5ページの中、「建築物の建築など」ということで、「すべての規模」と書いてあるのですが、基本的に、確認申請が必要なものになります。大規模修繕模様替えとかそういった形でも、確認申請が必要なものになってくるのですが、では、その枠に当てはまらないものはどうなるのかという問題だろうと思うのですが。

実際、届出に関しては出てこないのですが、配慮していただく、この基準は基準で守ってもらう必要はやはり出てくるので、届出対象ではないのですが、それ以外のものも守ってくださいということで、ほかの手続の中で開発の手続の条例とかあったりするのですが、その中で対象の行為にならないけれども、こういった基準があるので守ってくださいということで、周知は行っているような状態でございます。

以上です。

○真田会長

よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。特にないですか。

では、これまでの御意見をまとめますと、まず、全てのものが届出されてくるわけですが、その中でデザインに関しては、突飛なものに関しては、一応、事前協議の中で適合するようにしていただくのが、適合というか普通、そんなに何か突飛じゃないような、例えば人に不安を与えとか、そういうものではないようなものにしていただくのがいいと思うのですが、それがなかなか難しいということであれば、審議会にかけていただくのがいいかなと思います。

そうではない、そこまでデザインに対して特に問題がなさそうなものについては、色だけの審議ということで、事務局の方で基準に適合しているかどうかを判断していただくのがいいかなと思います。

当然、例えば商売上、絶対この色を使いたいんだとかというような、適合する気はないみたいなことがあれば、審議会にかけていただくのがいいと思うのですが、そうではない、基準内に収まるものであれば、事務局の方で手続を進めていただくということではないかという御意見だというふうに思いました。そういうことでよろしいでしょうか。

(はい、の声)

では、そういうことにしたいと思います。

では、次第の6「議題」を終了いたします。

本日の議事は全て済みしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

ありがとうございました。

◎7 その他 景観に関する講演（真田委員）

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

今回の委員の皆様につきましては、任期が新たにという形になっております。

ここで、景観につきまして、景観といいましても何が景観なのかとか、景観というものが余り理解できていないといった方たちもいらっしゃるかと思いますので、続きましては、次第の7番にございます、「景観に関する講演」の方に入りたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

そうしましたら、スクリーンを使いながら真田会長の方に御説明いただきたいと思いますので、お手数ですが、高橋委員と鈴木委員のお二方につきましては、席の移動をよろしく願いいたしま

す。

そうしましたら、真田会長、どうぞよろしく願いいたします。

○真田会長

改めまして、よろしく願いいたします。

朝霞市の景観の中には、川沿いの眺望の景観であるとかいろいろあるのですが、今日は、少しその街中の景観の話をしたと思います。

最後の方にそれに非常に関連した、景観と一言で言っても景観法ができてからかなり時間がたちまして、20年くらいたってきまして、いわゆる見た目の景観の話だけではなく、にぎわいみたいなものをセットになっておりますし、朝霞市の景観づくり団体でも、にぎわいのことをやっている団体が結構多いということもありますので、非常に密接に関係がある「ウォークブルシティ」というものについても、最後の方で話をしたいと思います。

まず、良い景観というのは何かというふうに考えると、ここから私が、一般的に良いと言われていたようなものをちょっと紹介しますが、例えばこれは、青森県の十和田市の市役所前の通りですが、街路樹がふんだんにあって花壇もあつたりして、こういうようなものがあります。

一方で、これは松山のロープウェー街ですけれども、歩行者が歩きやすくなるように車の速度が落ちるようなことをやったり、カラー舗装をやったりしているというようなものもあります。

これは、歴史的な街並みで角館ですけれども、こういうのも良い街並み、良い街路というふうに言われたりすると。同じ歴史的なものでも全然違うような、こういう武家屋敷みたいな塀が作っているようなものに比べて、建物が作る街並みみたいなものもあつたりすると。

こういうふうな整然としている歴史的なものだけではなくて、こういう飲み屋街みたいなものも一方で良いというふうに言われたりするというふうに、良い街並み、良い街路とは何なのかというふうなことを考えても、いろいろな良さがあるというようなことが分かります。

景観の世界では、街路には格があるというふうに言われていて、目抜き通りとか繁華街、表通り、裏通り、横丁、路地、それぞれに良さがあるというふうなことがあります。例えば目抜き通りにふさわしい沿道の街並みというのは、やはり、きちっとしたようなものが必要ですし、一方で、飲み屋街なんかは、さっきみたいな丸の内のオフィス街みたいな感じだと酔うこともできないというか、ちょっときっちりし過ぎているというようなことがあって、それぞれの良さというものが存在するというものがあります。

そういうふうに、格に合わせた街路の街並みというのがあるのですが、それ以外に部分部分でいうと、都市というものは、都市における挨拶というものが重要だというふうに言われております。これは何かというと、都市というのは、知らない人同士が集まって住んでいるということを前提と

して、例えば農村みたいに知っている人たちが住んでいるということではなく、知らない人がすれ違ったりとか住んでいたりとかするということで、自分がその都市に対して、その街に対していい感情を持っていますよというのを表すというのが挨拶だというふうに、景観の世界では言われています。例えばこういう花を飾るというのも、花が美しいから良い街並み、良い景観になるというだけではなく、この花を飾っている人の街に対する想いというのを感じ取るというところが、その街並みの美しさとかその街の居心地の良さみたいなものにつながってくるというふうに言えます。

朝霞市も、あさか景観づくり協定とか景観づくり団体なんか、こういうことをやったりしているところもあると思いますが、そういう花を植えるとか、そういうことそのものが目的というよりは、そういう人たちがいるということが感じ取れるということが重要なのかなと思います。

こういう感じでいろいろな例がありますけれども、例えば金沢のひがし茶屋街なんか、路地のところにこういう設えがあったりとか、家の前にちょっと花が飾ってあったりというようなことが、都市における挨拶というふうなことになるのかなと思います。

これがお店になると、実は、挨拶というのはこういう看板にも表れてくると思います。屋外広告物というのは、基本的に規制の対象と考えられやすいのですが、本来は、そのお店の考え方であったりとかお店の良さを、外に、入ってくる前の人に示すということで、挨拶というふうに考えられるわけですが、なので、ただ規制して何か目立たないものを作ってもらおうという考えだけではなく、もちろんそういうことも重要ですが、一方で、より良いものを作ってもらいましょうみたいな考え方も重要ですし、市民の皆さんの方からすると、商店街でただそろえましょうというだけではなく、それぞれ自分の思いをしっかりと表した良い看板を作ろうみたいな、そういう取組もあっていいのかなというふうに思います。

非常に有名なのが、これはちょっと天気が、私、雨女で現地に行くと大体雨が降っているので写真があれなのですが、これは小布施というまちづくりで有名なところの「枡一酒造」というところの看板ですが、ここに外国人のアメリカから来た人が来て、いろいろことをやるのですが、その人が、やはり看板というのはお店の顔であるということで、まずこの看板を作るときに、書で迫力のある字を書いてくれる人を探すということをやって、それを彫ってプラチナ箔にしてくれる人を探すというような、これにすごく時間をかけたということなのですが、やはり、格式のある酒造ならではのそういうものをちゃんと表す看板が作れているのかなと思います。

そういうふうに看板というのは、お店の挨拶ですし、お店のポリシーを表すようなものであるというところが、結構重要なのかなというふうに思います。

ここまでこだわらなくても、やはり、いい看板というのはいろいろありまして、こういうふうな

切り抜きの文字でやったりだとか。ただ規制をするという考え方から抜けて、より良いものを作るというような考え方が必要かなと思います。これは、ステンドグラスみたいな感じで作ってあるものですが、そういう個人のお店だけではなく、道案内なんかも非常に良く作る、きれいに作るということで、それが、訪れた人に対するおもてなしの一つになるというふうに思います。

そこまでが、街路をどういうふうにデザインしていくかみたいな話なのですが、それと並行してですね、街の中というのは、必要なポイントというのは、にぎわいを創出して人を主役にすることが非常に重要になってきます。特に、最近は車社会から脱却して、自転車とか人が走りやすいということが重要であるというようなことが言われたりしています。

これは、なかなか朝霞市にそのまま当てはめるのは難しいのですが、お店の街並みですけれども、こういう舗装をしたりとか、ちょっとした広場を作ったりというようなことがあります。

これは、元々裏道だったところで、人が歩かなかったところですが、やはり街の中に回遊性があった方がいいということで、裏道というか余り人が歩いていなかったところを、この舗装は栗の木で、栗の木の木口を見せた舗装をしているのですが、そういうことをすることによって、街の中に回遊性をもたらすということをやったりしています。

この小布施の中心には、すごく歩きやすい場所があるのですが、その辺りに銀行があって、銀行があるとその隣に駐車場があったりするわけですが、駐車場というと、やはりアスファルトに白線が引いてあって、なかなか街並みを乱してしまうようなところがあるのですが、小布施のそこでは、こういうふうな駐車場を作っています。正面に木があって、それをモチーフにしたような木の枝のような線が引いてあるのですが、こういうのがあると、皆そういうのに従って車を止めるという状況になっているというふうな感じで、駐車場一つを取ってみても、必ずしもアスファルトに白線というものではないと。その街の雰囲気壊さないようにするというようなこともできるのかなと思います。

続いて、これは津和野の本町通りのところですが、夜、こういうイベントをやったりとかもしていますが、ここは、歴史的な建物が結構多いので道が狭いのですが、そこをなるべく歩行者が歩きやすくする。車通りはそんなに多くないので、なるべく歩行者が歩きやすくするというので、歩道側の舗装を車道側に少しにじみ出させているというデザインをとっています。それによって、車は白線より内側というよりは、この歩道のデザイン、白線よりもっと内側を走る。対向車が来たら少し端に寄るといったような走り方をしています。実際、観察しているとですね、こんな感じで、白線ではなくて歩道の柄の内側を走っていると。向こう側に見える車は、向こう側に向かっていますが、恐らく、すれ違うときには両側に寄って、すれ違った後、またすぐお互いが真ん中に戻ったというような状況かなというふうに思います。こういうふうにするによって、細い道でも歩行者

を優先にすることができるということがあります。

歩行者のためにということを考えると、結構、歩車分離ということがよく考えられるのですが、これがその通りの続きのちょっと古い時代に整備されたところですが、歩車も分離されていると、歩道側に観光客が、かなり狭いところに滞留しなければいけないというようなことになっている。歩車分離すると車のスピードは当然上がりますから、反対側に見たいものがあっても反対側になかなか行くことができないという状況になってしまうということがあります。

それ以外に、ちょっと細かいところですけども、道の端に街路灯がありますが、その隣に、下を見ると用水路の蓋が、グレーチングが掛かっているのが分かると思いますが、ここに用水路が下にあるんですね。普通だと、それをよけたところに街路灯が付くことになるのですが、ここでは、なるべく歩行者が歩くところを広くしようということで、集水升と街路灯が一体となったものをデザインすることによって、街路灯を端っこに寄せることができているというような、そういう工夫もされています。

ここで、なぜこういうことができるかという、ちょっと見にくいのですが、今の通りがこの辺りで、こちらに通過交通の道があるので、こちら側は別に車をそんなに速く走らせる必要はないのではないかと。この道しかなければ、また違うことを考えないといけないのですが、こういうバイパス的なものがあるのであれば、こちらは生活に必要な人だけがゆっくり通る、車がゆっくり通る。基本は、人が歩く道にしようというふうな、そういう役割分担を考えることによって、暮らしやすい、歩きやすい街というのができるということになります。

同じような考え方で、最近すごく有名になっている出雲大社の前の神門通りというのも作ってありまして、ここもやっぱり車が少し内側を走っているというような状況になっています。

ここも元々は、ここが出雲大社ですけども、「P」と書いてありますが、ここに駐車場があったので、みんなここに車を停めて出雲大社に行く。ここが神門通りで門前町なのですが、そこをあんまり人が歩かないような状況になっていたと。それで、ここに駐車場を新たに作ることで、この道を歩行者が優先されるように整備することによって、今、ここはすごく有名になっていてですね、この整備をしたことによって、恐らくテレビでも出雲大社が取り上げられることが結構増えた、数年前からすごく増えているというのをお気づきかもしれませんが、人がかなり増えてきたというようなことがあります。

それ以外には、これはもうちょっと普通の街、姫路だから普通の街ではないかもしれませんが、これは、駅前の整備の仕方ですけども、駅の入口を出たら真正面に姫路城があるのですが、そこに行く道に、駅前の歩行者用の広場と広幅員の歩道が直接つながっているというような状況を作っています。空中写真で見るとこんな感じですけども、分かりますかね。この辺りが、全部歩行者

専用のエリアで、道路はこういうふうに曲がっていて、ここにバスターミナルがあって、こちら側がタクシー乗り場だと思うのですが、元々は、駅というのは交通結節点なので、駅を降りたらタクシーに乗る、バスに乗るというふうな、そういうものとして、かつては作られがちだったのですが、最近では、鉄道を降りた人が、そのまま歩いて街に出られるような街の構成にするというのが、最近の歩行者を優先したまちづくりでやられることです。

姫路もこの整備がされる前は、空中写真で見るとこんな感じで、駅を出ると目の前にタクシープールがあるというような、ここに交通のためのロータリーがあるというような、狭い歩道を渡ることによって街に出て行けるというような状況だったのが、これを見ると、大分変わったということが分かると思います。当時、駅前の様子がかような感じだったわけですが、今はこういうふうな感じになっていると。歩行者に対してどういうふうな街を作るかというのが、最近の重要なまちづくりのポイントかなというふうに思います。

姫路では、同時にここの車線をかなり減らして、歩道を広げるということをやっています。歩道を広げただけだと物足りないというか、もったいないので、それプラス、ほこみち制度というのを使って、沿道の商店の人が、歩道の上でいろんなイベントとか商売ができるというようなこともいろいろやっているというような状況であります。

こういうふうに、公共の道路とかそういうものを使って、それを歩行者の方に開放するというのが結構最近多くて、これは、横浜の元町通りのところにある「パークレット」というものですが、元々車道のところにこういう、これはすごくしっかり作ってありますが、実は仮設で、仮設のベンチであるとか休憩所を作るというのが、最近のまちづくりのはやりというか、そういうことがすごくよくやられています。この辺りは、地域の例えば商店街とか、そういう人たちと市とが協力し合っていてやっているというような状況です。

これは、神戸の三宮ですけれども、これは神戸市の資料から取ってきたものですが、ちょっとした、へこんでいて車が臨時で駐車できるようなところを、そこにベンチを置いて歩行者が休めるような場所になっているというような、こういうのを「パークレット」というふうにするのですが、こういうものが最近はやってきています。

これは、仮設なのでまだ社会実験的な要素が大きいのかなと思いますが、この間、3月にフランスに行きましたら、かなりの勢いで歩行者専用の、歩行者向けの街に刷新するということをやっていたので、最後に少し紹介しようかなと思います。

これが、今年の3月に見たもので、これがグーグルマップで見た2019年ですけれども、路上駐車の車がいっぱいあって、歩道があって、そこを人が歩いている。もちろん、ここは車が通るといふようなところだったのが、もう全部車は排除して、道の真ん中に花壇を作っているというよう

な本当にこういうことを、車道を全部廃止しているのですが、こういうことが起こってきている。ちょっとこれは日曜日の朝に行ったのでシャッターが閉まっていたりするのですが、なので、ちょっとにぎわいがなくなったように見えますが、そうではなくて本当に、こういう大胆な変革をパリの至るところでやっています。

これもそうですが、2020年は、両側に路上駐車があるような状況だったところを、全部車を排除して花壇を作っている。これは小学校の前ですが、学校の前を特にこんな感じに整備し始めているというような状況です。

それ以外では、物理的にもものを変えるというだけでなくルールで変えているところもあって、この標識、フランス語は読めないのですが、Googleレンズで読むと「バスとタクシーと自転車のみ進入可」、こちら側方向からは。7時半から9時半と16時半から7時半までは、沿道にあるお店のための、レストランとかのための搬入の業者だけは進入できるというような。そういうふうな車にとっての社会というよりは、本当に歩行者や自転車のための社会というのを作り始めているというようなことが分かります。

これも、この斜線を見るとここに自転車のマークがあって、ここも自転車のマークがあるのですが、3車線のうち1車線だけが車が通るところで、2車線は全部自転車のためになっているというようなことをやっています。実は、この広い歩道に見えるこの一部は車道になっているのですが、沿道住民と配送と、自転車とバスだけがここは走れると。一般の人は、この道しか車だったら走れない状況になっているというふうに、結構、これはパリの幹線道路的な道なのですが、そういうふうに変ってきているというような状況です。

なので、日本ではまだまだそこまで行かないのですが、歩行者、歩いて楽しい街というのを目指すというのが、環境的にも非常に重要になってきていますので、そういうことを見据えながら、まちづくりや景観づくりというのをやっていくのが良いのではないかとこのように思っております。

こういうフランスの事例については、このフランスへ行ったときにも案内して下さったヴァンソンさんという方がいらっしゃるのですが、その人の本にかなり詳しく書いてありますので、興味があれば是非、読んでみてはどうかというふうに思います。

以上で終わります。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

真田会長、ありがとうございました。

我々も景観行政としまして、いろいろと景観の届出だとかそういった規制の部分にだけ捉われてしまって、街並みの景観をどうして行こうか、そういったところが非常に勉強が足りていないのかなというのを感じさせていただきました。

本市としましても、今、シンボルロードを、ほこみち指定という形で歩行者のための道路として
どんどん活用していきたいなとも考えてございますし、彩夏祭だけでなく、いろいろな、ASAK
A STREET TERRACEだとか、各種民間のイベント等もそういった公共空間を使っ
て、様々実施されております。

やはり、元々ある景観だけではなく、そういった人たちが作り出すにぎわいの中の景観というも
のも、朝霞市の中では少しずつ醸成されて来ていると思いますので、景観だけではなく、都市計画
とも絡めながら、朝霞らしい景観というものを作っていきたいと思っておりますし、今あるものもきちん
と守っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

◎8 閉会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、以上を持ちまして令和6年度第1回朝霞市景観審議会を閉会いたします。

皆様、本日は誠にありがとうございました。